

答申第114号
令和8年1月28日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会長 森 雄亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和7年9月11日付け青人第317号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

退職手当計算書等についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

第1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。

第2 質問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和7年6月11日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「令和6年度に退職の青森県職員の個別の退職金額」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として次に掲げる文書（以下「本件各文書」という。）を特定した上で、その一部が条例第7条第1号に該当するとして、別表の「不開示部分」欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和7年6月23日、審査請求人に通知した。

- (1) 「令和6年度末退職者の区分（退職事由）別一覧表」（以下「本件行政文書1」という。）
- (2) 「退職手当計算書（年度末以外退職者）」（以下「本件行政文書2」という。）
- (3) 「給与改定に伴う退職手当の差額決定通知書」（以下「本件行政文書3」という。）

3 審査請求

審査請求人は、令和7年7月11日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非開示となった本件各文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると次のとおりである。

通知書での開示しない部分は「退職手当額」とあり、その開示しない理由は「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの及び公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため」とある。

通知書では「一部を開示」としながら、審査請求人の求めている「退職手当金額」は黒塗りされており、理由が曖昧である。

よって、本件処分は不当であり、本件各文書の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張する本件処分の理由は、次のとおりである。

審査請求人は開示請求をする行政文書の名称として「令和6年度退職の青森県職員の退職手当金額。個別に」とし、「本人を特定できる氏名・住所などの個人情報は必要なし。」としているが、開示請求については、行政文書を単位として行うことが前提とされており、実施機関としては、対象となる行政文書の全体について開示・不開示の判断を行う必要がある。

開示請求に係る行政文書として、令和6年度に退職した青森県職員の退職手当金額が記載されたものとして特定した行政文書は、第2の2の(1)から(3)までのとおりであるが、これらの行政文書に記載された情報について、条例第7条各号に定める不開示情報に当たるか検討したところ、いずれの情報も、それぞれの情報を結びつけることにより特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第1号本文に該当し不開示情報であると判断した。

ただし、年度末退職者については、退職時の所属、氏名及び退職事由は人事異動内示書に記載され「慣行として公に」公表していることから、同1号イにより開示義務があり、当該情報を開示すべきものとして一部開示としたものである。

一方、年度末以外の退職者については、上記情報は公には公表しておらず、同条第

1号により不開示となることから、すべての情報を不開示とした。

なお、審査請求人は「退職手当金額」を不開示とした理由が曖昧であると主張するが、「退職手当金額」については、当該個人の意思に基づくことなくしては他に知られず、また、他人に知られたくない情報であり、これを一般に開示した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号により不開示とすることが相当である。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 不開示情報該当性（条例第7条第1号）について

実施機関は、本件不開示部分が条例第7条第1号に該当するとしていることから、以下、本件不開示部分の同号該当性を検討する。

（1）条例第7条第1号の趣旨について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とともに、慣行として公にすることが予定されている情報等については、同号ただし書イないしハにより、同号の不開示情報から除くこととしている。

（2）条例第7条第1号該当性について

ア 本件不開示部分のうち本件行政文書1に係るもの

当該不開示部分は、令和6年度末に退職した県職員の個人に関する情報であるが、同情報について既に氏名は開示されていることから、特定の個人を識別することができることとなる。よって、同情報は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。

以上、当該不開示部分は、条例第7条第1号本文前段に該当する。また、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

イ 本件不開示部分のうち本件行政文書2及び本件行政文書3に係るもの

当該不開示部分には、令和6年度に退職した県職員（同年度末退職者を除く。）に係る氏名等特定の個人を識別することができることとなる記載が含まれている。したがって、当該不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第1号本文前段に該当すると認められる。また、当該退職者についての人事異動情報は公表されておらず、当該不開示部分が同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

さらに、個々人の具体的な退職手当額は、当該個人のプライバシーに関する情報であり、当該不開示部分から氏名その他の特定の個人を識別することができることとなる記述の部分を除いたとしても、公にされることは個人の権利利益を害する結果となり、退職した県職員個人の権利利益が害されるおそれがあるから、氏名等を除いて開示を行うこともできないと認められる。

3 結論

以上のとおりであり、本件処分は妥当である。

よって第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表

| 本件各文書 | 不開示部分 |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本件行政文書 1 (令和 6 年度末 退職者の区分 (退職事由) 別 一覧表) | 職員番号、退職手当額 |
| 本件行政文書 2 (退職手当計算 書 (年度末以外 退職者)) | 退職時の所属、職名、氏名、生年月日、退職時年齢、年度末年齢、遺族の氏名、住所、新条例等退職手当額の計算内訳のうち、勤続期間（採用日、退職日、退職事由、在職期間、除算期間、除算率、除算月、除算後の勤続期間）、給料月額（給料表、級号給、給料月額、発令年月日）、支給率（適用条項、勤続期間、支給率）、退職手当の基本額、退職手当の調整額、退職手当額、退職手当の調整額の内訳（給料表、級号給、号区分・金額、当該号区分の適用期間）、平成18年3月31日の退職手当額の計算内訳のうち、勤続期間（採用日、退職事由、在職期間、除算期間、除算率、除算月、除算後の勤続期間）、給料月額（給料表、級号給、給料月額）、支給率（適用条項、勤続期間、支給率）、退職手当額、新条例等退職手当額と平成18年3月31日の退職手当額の比較結果、所得税等控除（勤続年数、退職所得控除額、課税額、所得税、市町村民税、県民税、給与に係る地方税）、償還金等控除（共済組合償還金、厚生会償還金、その他控除）、控除額合計、差引支給額、職員番号、特定減額前給料月額 |
| 本件行政文書 3 (給与改定に伴 う退職手当の差 額決定通知書) | 退職時の所属名、退職時の職名、氏名、退職手当額、退職手当額計算内訳のうち、採用年月日、退職事由、退職年月日、退職時年齢、勤続期間、級号給（給料表、級号給）、給与改定前給料の月額、給与改定後給料の月額、給与改定前退職手当額、給与改定後退職手当額、給与改定前退職手当額の計算内訳（給料の月額、支給割合、退職手当基本額、調整額、調整月数、退職手当調整額）、給与改定後退職手当額の計算内訳（給料の月額、支給割合、退職手当基本額、調整額、調整月数、退職手当調整額）、退職手当の差額、給与改定前退職手当額に係る税金等の内訳、給与改定後退職手当額に係る税金等の内訳、給与改定前の差引支給額、給与改定後の差引支給額、差引支給額の差額 |

別記

審査会の処理経過の概要

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|--------------------------|--------------------------|
| 令和7年9月11日 | ・実施機関からの諮問書（弁明書添付）を受理した。 |
| 令和7年12月19日 (第177回審査会) | ・審査を行った。 |
| 令和8年1月23日 (第178回審査会) | ・審査を行った。 |

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

| 氏名 | 役職名等 | 備考 |
|-------|----------------------|---------|
| 加藤 徳子 | 消費生活アドバイザー | |
| 金子 輝雄 | 公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授 | |
| 渋田 美羽 | 国立大学法人弘前大学人文社会科学部講師 | |
| 熨斗 佑城 | 弁護士 | 会長職務代理者 |
| 森 雄亮 | 弁護士 | 会長 |

(令和8年1月28日現在)